

参 考 資 料

1. 太宰府市スポーツ振興審議会 審議委員名簿
2. 太宰府市スポーツ振興審議会 審議経過の概要
3. 太宰府市スポーツ振興審議会条例(昭和63年3月30日 条例第14号)
4. 太宰府市スポーツ振興審議会への諮問書
5. 太宰府市スポーツ振興審議会答申書

1 太宰府市スポーツ振興審議会 審議委員名簿

役 職	氏 名	役 職
会 長	江口 公浩	総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」 理事長
副会長	桑野 裕文	九州情報大学 経営情報学部 経営情報学科 教授
委 員	野中 秀典	太宰府市体育協会 理事長
委 員	落石 垣也	太宰府市体育指導委員 委員長
委 員	井上 英勝	太宰府市スポーツ少年団 本部長
委 員	肥田木 滋	太宰府市身体障害者福祉協会 理事
委 員	富永 勲	太宰府市長寿クラブ連合会
委 員	黒岩真理子	太宰府市立国分小学校 校長
委 員	東田 節雄	太宰府市立太宰府東中学校 校長
委 員	斉藤 博	筑紫台高等学校 教頭



スポーツ振興審議会

2 太宰府市スポーツ振興審議会の審議経過の概要

回	開催日	審議内容
第1回	5月20日	委嘱状の交付 役員を選出 「太宰府市スポーツ振興基本計画について」諮問と内容説明 太宰府市スポーツ振興審議会の進め方について
第2回	6月24日	素案審議 I 「太宰府市スポーツ振興基本計画」策定にあたって II 基本施策 第1章 地域スポーツ
第3回	7月29日	総合体育館先進地視察(粕屋町総合体育館、嘉麻総合運動公園)
第4回	8月19日	素案審議 II 基本施策 第2章 競技スポーツ
第5回	9月16日	素案審議 II 基本施策 第3章 青少年スポーツ
第6回	10月21日	総合体育館構想について
第7回	12月 2日	「太宰府市スポーツ振興基本計画」について(答申)

3 太宰府市スポーツ振興審議会条例(昭和63年3月30日 条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、太宰府市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、太宰府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、本市のスポーツ振興の総合的施策について審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 この審議会は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第5条 委員が第3条各号の一に該当しなくなったとき、又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

4 太宰府市スポーツ振興審議会への諮問書

太宰府市スポーツ振興審議会会長 殿

21太教生第 44 号
平成21年5月20日

太宰府市教育長 關 敏治
(生涯学習課スポーツ振興係)

「太宰府市スポーツ振興基本計画」について(諮問)

太宰府市スポーツ振興審議会条例(昭和63年条例第14号)第2条の規定により、別紙太宰府市スポーツ振興基本計画案を添えて諮問します。

5 太宰府市スポーツ振興審議会答申書

平成21年12月2日

太宰府市教育委員会
教育長 關 敏 治 様

太宰府市スポーツ振興審議会
会長 江 口 公 浩

太宰府市スポーツ振興基本計画について(答申)

平成21年5月20日付け21太教生第44号で諮問があった、太宰府市スポーツ振興基本計画案について、太宰府市スポーツ振興審議会条例(昭和63年条例第14号)第2条の規定に基づき慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会は7回にわたり慎重審議を重ね、そのつど各委員の意見を加筆修正しながらまとめ策定しました。

また、本審議会には本市のスポーツ振興に即した総合体育館建設プランの策定が諮問されているため、特に総合体育館については先進地視察を行い、審議の結果、「人にやさしい、環境にやさしい、社会にやさしい総合体育館」をコンセプトに次のとおりまとめました。

1.設置場所

- ・市民に身近な場所
- ・体育施設や教育施設と一体となって利用できる場所 等

2.規模

- ・複合的な利用ができること
- ・柔・剣道場が併設されていること
- ・市民大会等を開催できる中規模の体育館 等

なお、事業の実施に当たっては、答申の趣旨を尊重し、本計画(案)をスポーツ振興の基本的な指針として、他の計画等との整合性を持って着実に推進されることを要望します。